

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	町税等に関する賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新十津川町は、町税等に関する賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町税等に関する賦課徴収事務においては、事務の一部を業務委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者の選定の際に情報保護管理体制を確認し、契約時には事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、秘密保持等についても指導等を行い万全を期している。

評価実施機関名

北海道 新十津川町長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税等に関する賦課徴収事務
②事務の概要	<p>地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 なお、本評価書において「町税等」とは、新十津川町が賦課する町道民税(個人住民税、法人町民税)、固定資産税、軽自動車税及びその延滞金、手数料を指す。</p> <p>1 個人住民税賦課業務 (1)個人からの申告(国税庁から提供される確定申告書を含む。)、各支払者(給与、年金、報酬、配当等)からの報告書、調書など賦課資料の提出を受ける。 (2)住民記録台帳及び本人の申告により賦課期日現在の対象者の把握を行う。 (3)課税資料に基づき、所得額及び控除額を把握し、町道民税額を算出し賦課する。 (4)納税通知書・税額通知の発行・発送を行う。 (5)賦課決定後も随時、課税資料及び調査に基づいて、税額の修正・更正を行う。 (6)本人からの申請により所得、税額の証明書を発行し、また照会権限を有する機関からの求めにより所得課税状況の回答に応じる。</p> <p>2 法人町民税賦課業務 (1)各法人等からの営業開始、廃止等の届出を受ける。 (2)各法人等が定める事業年度の終了に合わせて申告書、納付書を送付する。 (3)各法人等からの申告を受け、課税台帳へ登録を行う。</p> <p>3 固定資産税賦課業務 (1)不動産登記簿の異動情報及び償却資産申告書、現地調査に基づき、土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳の作成を行う。 (2)賦課期日現在における評価額を算出し、台帳に登録された所有者に対して税額を算出し賦課決定を行う。 (3)納税通知書の発行を行う。 (4)申請により、公課、評価証明書等の交付を行う。 (5)申請により、減免の決定等を行う。</p> <p>4 軽自動車税賦課業務 (1)定置場が新十津川町内に所在する原動機付自転車及び小型特殊自動車について申告書を受け、標識(ナンバープレート)と標識交付証明書を発行し、課税台帳への登録を行う。 (2)定置場が新十津川町内に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、北海道軽自動車協会を通じて申告書(報告書)を受け、課税台帳への登録を行う。 (3)賦課期日現在に台帳に登録された車両について賦課を行い納税通知書を発送する。 (4)車検時に納税証明書が必要になるため、請求により納税証明書の発行を行う。 (5)申請により、減免の決定等を行う。</p> <p>5 町税等の収納管理業務 (1)金融機関等からの領収済通知書により、収納を確認し消し込みを行う。 (2)納税のための口座登録及び振替依頼等を行う。 (3)納付額について過誤納付が生じた場合、還付又は充当を行い通知書を発行する。 (4)納期限までに納付されなかった場合に督促状を発送する。</p> <p>6 町税等の滞納整理業務 (1)納付相談により、分割納付等の手続きを行う。 (2)督促を行っても納付が無い場合は催告の実施や、担税力の調査(財産調査等)を行い、滞納処分及び執行停止の手続きを行う。 (3)滞納税の消滅時効等の管理を行い、不納欠損処分の手続きを行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル、固定資産税課税台帳ファイル、軽自動車税課税台帳ファイル、法人町民税課税台帳ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項及び別表第一の16の項 ・第9条第3項 ・第19条第8号 <p>2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長 平田 智子
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1 新十津川町総務課総務グループ(TEL0125-76-2131)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒073-1103 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1 新十津川町住民課町税グループ(TEL0125-76-2130)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない